

## 外国人労働者の加入者様への給付取扱いについて

はぐくみ企業年金のご加入者様の大幅な増加に従い、外国人の加入者様も増える傾向※にあります。はぐくみ企業年金は、厚生年金保険の被保険者であればどなたでも加入できる制度であり、逆に、今後ますます増えることが予想される外国人労働者の老後を支えることも、確定給付企業年金制度の役割として重要です。※ 国内における業種別の外国人労働者割合を基に、当基金の加入者構成を分析した結果、全加入者様 8 万人のうち、外国人の加入者様は約 2,000 人程度であると推計しております。(2024 年末時点)。

しかしながら、外国人の加入者様が、退職後ただちに出国した場合において、加入者様が積み立てたお金(「給付金」といいます。)の外国へ送金には、高額な送金手数料※や厳重な手続きが伴うため、大きなコスト負担が生じます。限られた運営資金を、一部の加入者様への対応に過度に充てることは、他の加入者様との公平性の観点から望ましくないと考えております。

※【参考】送金手数料(三井住友銀行内海外現地支店宛)の最低額は 3,000 円(通常 200 円程度)。また、マネーロンダリング防止や送金先国の法制度により、送金目的を証明する書類や SWIFT コード(金融機関識別コード)など、国内送金では通常生じない手続きが求められます。

そこで、はぐくみ企業年金では外国人の方の加入に際し、以下の点のご理解とご協力を事前に求めていることをご報告いたします。

- ① 給付金の海外送金は、原則として行わないこと。
- ② 通常、給付金は、加入者様が資格を喪失した後(退職後)、原則として 1.5~2 か月以内に、加入者様指定の日本国内の金融機関口座に、はぐくみ企業年金から直接お振込みすること。そのため、以下の点に留意すること。
  - ア. 振込先として指定する口座は、外国からも引き出し可能な日本国内の金融機関口座を指定すること。
  - イ. 退職後のすみやかなお振込みのため、退職日が分かり次第(振込希望日の約 2 か月前がベスト)、事業主様を通じて、はぐくみ企業年金に連絡すること。

なお、やむを得ない事情がある場合に限り、事業主様による「立て替え払い」に対応します。「立て替え払い」とは、はぐくみ企業年金から加入者様への給付を、事業主様が一時的に立て替えていただき、後日、加入者様の指示※に基づき、はぐくみ企業年金から当該給付金を事業主様へお支払いする方法です。ただし、一律に立て替え払いを事業主様に促すものではありません。立て替え払いであっても、事業主様、当基金ともども大きな事務コストを要することには変わりはないことから、可能な限り、通常の方法によるお振込みができるよう、上記①②について、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※「加入者様の指示」は書面により行うものとし、当該書面が真に加入者様本人によるものであることを、署名により確認します。万が一、不正な行為(加入者様の指示書類の偽造等)が認められた場合、はぐくみ企業年金は当該事業主様に対し、はぐくみ企業年金からの脱退を勧告するものとします。

その他詳細な手続きについては、当該事業主様とはぐくみ企業年金の双方に極力負担が生じない範囲で、個別に協議の上で対応いたします。

以 上